

## ～お知らせ～

障がい者スポーツの振興につきましては、平素より格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度当協会では、『障害者差別解消法』の施行にともない、【障害】の【害】の字を漢字表記からひらがな表記に変更することを決定いたしました。  
(平成28年4月1日より。)

つきましては、当協会名及び、『障害』という用語が人の状態を表す場合、県が任意に設定している組織名、施設名、大会名等はひらがな表記になります。

ただし、法令の名称や用語を用いる場合、条例、規則等で用いる場合(県の組織名の変更に係る場合等を除く)、他の機関、団体、大会名等の固有名詞は漢字表記のままとなります。

ひらがな表記導入の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

平成28年3月17日(木)